

公益社団法人小山町シルバー人材センター 会員互助会会則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、公益社団法人小山町シルバー人材センター会員互助会（以下「互助会」という。）といい、事務所を同センター事務局内に置く。

(目的)

第2条 互助会は、共助の精神に基づき、会員の相互扶助及び会員の福利厚生を図ることに
より、会員の健康及び生きがいに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 互助会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の慶弔に関する事業
- (2) 会員のサークル活動並びに、親睦及び相互扶助に関する事業
- 2 前項第1号に掲げる慶弔種類、金額及びその他は次のとおりとする。
 - (1) 会員本人が死亡したとき 生花1基を含め15,000円以内とする
 - (2) 会員が就業中の事故で14日以上入院加療中のとき 5千円
(入退院の繰り返しは1度だけ支給)
(本人及び家族の申告を原則とする。)
- 3 第1項第2号に掲げるサークル活動について、幹事会で協議して助成金を支給する。

(会員)

第4条 互助会の会員は、センターに入会している会員をもって組織する。

(会費)

第5条 互助会の会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- 互助会費 年額 1,000円
- 2 前項に規定する会費は、毎年センター会費納入時に納入しなければならない。
但し、新たに入会した会員については、入会時に納入するものとし返金はしない。

(役員)

第6条 互助会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
- 2 本会に相談役を置くことができる。

(役員を選任及び任期)

第7条 幹事は各支部から若干名を選出する。

- (1) 会長、副会長及び会計は、原則として幹事の中から互選する。
- (2) 監事は、会長が会員の中から選出する。
- (3) 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(会議)

第8条 互助会の会議は、総会及び幹事会とし会長が召集する。

- 2 定時総会は毎年6月にセンターの総会に続いて開催する。
- 3 会長が必要と認めた場合、臨時総会を開催する。
- 4 幹事会は、必要の都度開催する。
- 5 総会の議長は、その総会に出席した会員から選出する。

- 6 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 7 会議定足数は、構成員の2分の1以上とする。
- 8 会議の議決は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(資産の構成)

第9条 互助会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金

(事業年度)

第10条 互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画・予算及び会計)

第11条 互助会の事業計画及び予算は、会長が作成し幹事会の承認を受けた後、総会の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、幹事会の承認を受けなければならない。
- 3 互助会の事務は、センター事務局がおこなうものとする。

(事業報告・決算)

第12条 互助会の事業報告及び決算は、会長が作成し監事の監査を経てその事業年度終了後速やかに総会の承認を受けなければならない。

(委任)

第13条 この会則にない事項については、幹事会で決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 互助会設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成10年6月定時総会の日までとする。
- 3 傘寿のお祝いは、平成9年・10年度に限りセンター在会1年以上の者に支給する。
- 4 平成13年6月16日 一部改正
- 5 平成14年6月15日 一部改正
- 6 平成15年6月21日 一部改正
- 7 平成16年7月21日 一部改正
- 8 平成18年2月17日 一部改正
- 9 平成20年6月16日 一部改正
- 10 平成22年2月26日 一部改正 (第9条の資産はと(4)資産から生じる収入を削除)
- 11 平成22年6月11日 一部改正 (附則の3番傘寿のお祝については削除)
- 12 平成24年4月1日 一部改正 (この会則は、公益社団法人の設立の登記の日の(平成24年4月1日予定)から摘要する。)
- 13 平成26年6月7日 一部改正 (第3条・第5条)
- 14 平成27年6月5日 一部改正 (第3条)・2項(1~3)
- 15 平成30年9月20日 一部改正 (第3条一部改正)